

(注) 下記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、  
押印済みの原本は別途保管しております。

平成 280627 監第 2 号  
平成 28 年 6 月 30 日

国立研究開発法人理化学研究所  
理事長 松本 紘 殿

国立研究開発法人理化学研究所  
監 事 清水 至  
監 事 松尾 康博

平成 27 年度に係る監事監査（定期監査）の結果について

標記のことについて、別紙のとおりまとめましたので、独立行政法人通則法  
第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項並びに国立研究開発法人理化学研究所監  
事監査要綱第 8 条（監査結果の通知等）に基づき通知します。

なお、併せて、文部科学大臣に対する監査報告は、監事から、別紙と同一の  
内容をもって、行うことを報告します。

## 平成 27 年度に係る監事監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項に基づき、国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」という。)の平成27年事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書)及び決算報告書について監査を行ったので、下記のとおり報告します。

### I. 監査計画

#### 1. 監査の種類

定期監査

#### 2. 監査実施日

平成27年4月1日から平成28年6月30日まで

#### 3. 監査重点項目

中期計画及び年度計画を踏まえた平成27年度における業務の実施状況。

特に、リスク認識に基づく内部統制・研究マネジメントと効率的な業務運営に重点を置く。

#### 4. 監査の方法及びその内容

各監事は、平成 27 年度監事監査計画に基づき、理事長、理事、監事・監査室、経営企画部(業績評価の担当部門)その他職員(以下「役職員」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、業務の執行状況については書面監査及び実地監査並びにこれらの併用によって監査を実施した。また、監事が必要と認める場合には、理事・理事長に意見を述べるとともに是正の措置を求めてきた。

具体的には、①関係諸法令及び規程、規則等の実施状況、②重要施策の実施状況、③組織及び制度全般の運営状況、④人事管理の状況、⑤予算、事業計画及び資金計画の実施状況、⑥現金等の出納及び処分の状況、⑦資産の取得、管理及び処分の状況、⑧安全管理の状況、⑨保有個人情報等の管理状況等について、監査を実施するとともに、理事会議、経営戦略会議、センター長会議その他重要な会議に出席し、稟議書等重要な文書の回付による監査を実施し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

監事監査の対象は、本部、主要な研究開発組織(生命システム研究センター、多細胞シ

ステム形成研究センター、脳科学総合研究センター等)、事業所(和光事業所、筑波事業所、神戸事業所等)並びに関連する部署において、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。往査先の選定については、平成 26 年度重点監査対象とした、発生・再生科学総合研究、バイオリソース事業、情報セキュリティー等を今年度においても継続的に対象としたが、研究所を取り巻く環境変化を踏まえ、全事業所の実情を把握する必要性を認識したことから、監事は、平成 27 年 9 月 3 日に理事長に通知した監事監査対象部署に加えて、同年 12 月 8 日、実施部署の追加を行う通知を行った。

また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他の研究所業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等から、その整備と運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の執行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II. 監査の結果等

監事監査要綱、監事監査実施要領、平成27年度監事監査計画に基づき平成27年度における定期監査を実施した結果、以下のとおりと認められる。

(1)法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているかについて

1)研究所の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期計画、年度計画に沿って、効果的かつ効率的な運営が行われていると認める。

### 2)研究不正防止活動

平成 26 年 8 月に「高い規範の再生のためのアクションプラン」を策定し、ガバナンス強化・研究不正防止策強化等の改革を進め、仕組みの見直し・規程類の制定と見直し、内部統制の規程や指針の整備が進み、体制も出来上がり、問題なく実行してきた。

その結果、助言のための諮問機関で、外部委員からなる「運営・改革モニタリング委員会」

の運営・機能も研究所に移管された。

### 3) 情報セキュリティー体制の強化

情報システム・セキュリティー検討委員会で検討し、セキュリティー度を更に向上させたシステムをまずは、個人情報・財務情報を管理している和光地区の事務部門への導入を行った。今後の状況をみて、順次、各事業所の事務部門へ展開していく。

### 4) メンタルヘルスケア

監査を通して、人事部門等と現状の把握・研究所としての対応状況・リスク等の確認を実施したが、健康管理室対応・産業医面談・必要に応じた外部機関活用等、適切な対応が行われており、特に問題となる事象は確認されなかった。

平成 28 年度からは、法改正により「ストレスチェック」も導入されるため、更に状況が把握がされ易くなると考えている。

## (2) 内部統制システムの整備及び運用について

改正通則法に基づく“内部統制システム”に関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

## (3) 役員の仕事遂行に関しての、不正な行為又は法令等に違反する行為について

役員の仕事遂行に関する不正な行為又は法令等に違反する重大な事実はない。

## (4) 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。会計監査人の仕事遂行の適正さを確認するための体制は相当と認め、財務諸表等について監査した結果も適正かつ妥当であると認める。

## (5) 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、実施状況を正しく反映していると認める。

## Ⅲ. 独立行政法人改革に関する方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

### (1) 報酬について

理事長及び役員の仕事報酬は、職務内容や実績を考慮すると、それぞれの報酬水準は妥当、また、職員の仕事給与水準も実態が反映されており、妥当と考える。

### (2) 随意契約の適正化を含めた契約状況

監事と外部委員からなる契約監視委員会において適正に確認されており、かつ監査に

においても、公平性・透明性が確保され、合理的な契約・調達が実施されている事を確認した。なお、委員会の審議概要は、研究所のホームページで公表している。

### **(3)保有資産**

保有資産の見直しについては適宜適正に行われており、不要財産は国庫納付等の処理がなされており、研究所の対応は、適正であると認める。